

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞を含む文字文化は、米・水などとともに、日本の国を形づくってきた基礎的財と考えます。

新聞は、国内外の多様な情報を戸別配達網により、全国へ日々ほぼ同じ時刻に届けることで、国民の知る権利と議会制民主主義を足元から支え、あわせて文字文化興隆の中軸の役割を果たしています。

国土も狭く資源も少ないわが国が世界有数の先進国となったのは、伝統的な勤勉性とともに、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を大きく果たしてきたことは広く認められるところであります。

近年、活字離れが進むなかで、新聞の購買率が低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子どもが増えるなど、次世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮されています。加えて今回の消費税率引上げにより、新聞離れがさらに加速する恐れがあると危惧します。

よって、消費税率が8%、10%いずれの段階でも新聞への軽減税率を導入されることは、極めて肝要な施策と考え、消費税率引上げに際しては、新聞への軽減税率の適用の実現を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年1月16日

赤穂市議会議員

永安弘

内閣総理大臣	}	あて
衆議院議長		
参議院議長		
財務大臣		
総務大臣		